

平成21年4月からの国民健康保険制度の改正について！

70歳～74歳の方の医療費の窓口負担の据え置き(平成21年4月診療から)

平成21年4月から70歳～74歳の方(3割負担の方を除く)の医療機関などでの窓口負担は、1割から2割に変更の予定でしたが、平成22年3月診療まで1割に据え置かれます。これに伴い自己負担限度額も据え置きとなります。この変更により、国民健康保険証の「一部負担金の割合」の欄が「2割(平成21年3月31日までは1割)」と印字されている方に「一部負担金の割合」の欄を変更した国民健康保険証を平成21年3月末までに郵送しますので、4月以降に医療機関等受診される場合は、送付の保険証により受診ください。

問い合わせ先 住民課保険班 ☎78-3111(119・120)

各種障害者手当について

この制度は在宅生活において介護を必要とする重度の障害者に対して支給される手当です。
手当には次の3種類があります。認定基準など詳細については、下記までお問い合わせください。

◎特別障害者手当

- ・受給資格 20歳以上の在宅障害者で基本的に重度の障害が2つ以上重複する場合
- ・手当額 月額26,440円

◎障害児福祉手当

- ・受給資格 20歳未満の在宅障害児で重度の障害を有する場合
- ・手当額 月額14,380円

◎特別児童扶養手当

- ・受給資格 20歳未満で、身体障害者手帳3級以上・療育手帳B1以上の障害を有する児童を養育している場合
- ・手当額 重度障害 月額50,570円 中度障害 月額33,800円

※障害児福祉手当と特別児童扶養手当の併給も可能です。上のいずれの手当でも3か月以上入院している場合、又は福祉施設に入所している場合は対象外になります。

問い合わせ先 住民課福祉班 ☎78-3111(118)

スポーツ安全保険に加入しましょう

平成21年度の加入受付が始まります。団体活動を行う5名以上の方々でご加入ください。

●掛け金(1人年額)

- ①子どもの団体や大人の文化・ボランティア・地域活動の団体が600円
- ②大人のスポーツをする団体が1,600円(老人クラブの団体は800円)

●補償

- ①事故による死亡が2千万円
- ②後遺障害は最高3千万円
- ③入院1日につき4,000円
- ④通院1日につき1,500円

⑤老人クラブ団体(死亡が600万円、後遺障害は最高900万円、入院1日につき1,800円、通院1日につき1,000円)

●賠償責任(てん補限度額)

- ①身体・財物賠償合算1事故5億円
ただし身体賠償は1人1億円
- ②心臓マヒなどの突然死は180万円
※詳細はお問い合わせください。

●申込・問い合わせ先

スポーツ安全協会熊本県支部 ☎096-213-9015

問い合わせ先 教育課生涯学習班 ☎78-5400